

行橋市地域包括支援センター業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号以下「法」という。)第 115 条の 45 の規定および行橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、本業務受託事業者(以下「受託者」とする。)が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 地域包括支援センターで実施する業務

(1)包括的支援部門

- ア. 法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号に規程のある包括的支援事業
- イ. 在宅医療・介護連携推進事業(法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号)
- ウ. 生活支援体制整備事業(法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号)
- エ. 認知症総合支援事業(法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

(2)介護予防支援部門

- ア. 指定介護予防支援業務
- イ. 第 1 号介護予防支援業務

2 施設の名称、担当地域

本業務を行う拠点となる施設の名称並びに担当地域は、次のとおりとする。

名 称	担 当 中学校区	担当行政区
行橋高齢者相談支援センター	行 橋	中央 3 丁目、西宮市(3 丁目を除く)、東大橋、大橋 2・3 丁目、宮市町、大字宮市、行事、大字行事
今元高齢者相談支援センター	今 元	蓑島、金屋、今井、真菰、津留、元永、沓尾、長井、中央 1・2 丁目、西宮市 3 丁目、大橋 1 丁目、大字大橋、南大橋、門樋町、神田町
仲津高齢者相談支援センター	仲 津	馬場、辻垣、高瀬、道場寺、稲童、松原、東徳永、袋迫
泉高齢者相談支援センター	泉	北泉、泉中央、西泉、南泉、東泉、大字羽根木、大字草場
中京高齢者相談支援センター	中 京	大野井、宝山、寺畔、流末、矢留、天生田、大字福原、上検地、下検地、津積、西谷、大谷、上稗田、下稗田、前田、中川
長峽高齢者相談支援センター	長 峽	長木、二塚、吉国、延永、草野、長音寺、上津熊、中津熊、下津熊、前田ヶ丘、徳永、福丸、高来、入覚、下崎、長尾、常松、須磨園、矢山

3 施設の設置場所

受託者は、第9期老人保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間に、受託した業務地域内に地域包括支援センターを設置すること。ただし、業務地域内での設置が困難な場合は、市と受託者との協議の上、活動に支障が無い場所に設置すること。

4 業務日、業務時間

施設の業務日、業務時間は次のとおりとする。

(1)業務日

月曜日から金曜日まで(土日祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く)

(2)業務時間

午前8時30分から午後5時00分まで

なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合もある。

※勤務体制等により上記対応が可能となるように調整するほか、電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること。

5 職員体制

職員体制は部門ごとに、次の資格を有する専従職員を配置すること。また、その中の1名を管理者とすること。

1. 包括的支援部門

(1)地域包括支援センター長・・・1名

センター長は、保健師（看護師）、社会福祉士、介護支援専門員の資格を有し、生活支援コーディネーター及び認知症支援推進員の研修を修了した者、または年度内に修了予定の者

ただし、センター長を別に配置できない場合は、以下の(2)から(4)の職員が兼務する。

(2)保健師又はこれに準ずる者・・・1名

①保健師

②地域ケア・地域保健等に経験のある看護師 ※看護師には准看護師は含まない。

(3)社会福祉士又はこれに準ずる者・・・1名

①社会福祉士

②福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するもの

(4)主任介護支援専門員・・・1名

福岡県が主催する主任介護支援専門員研修を修了する見込みがあるものも含む。

2. 介護予防支援部門

(1)介護支援専門員

地域包括支援センターが担当する地域における必要な介護予防ケアプラン作成数、要支援認定者数に応じ、職員数は次のとおりとする。

	行 橋	今 元	仲 津	泉	中 京	長 峽
配置数(人)	4	4	3	2	2	3

6 業務内容

地域包括支援センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては業務マニュアルに従い適切に実施すること。

(1) 包括的支援業務

① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、保健・医療・福祉等の適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

- 1) 地域におけるネットワークの構築
- 2) 高齢者の実態把握（日常生活圏域ニーズ調査、あんしん情報セット配布他）
- 3) 初期段階での相談対応
- 4) 専門的・継続的な支援
 - ア) 訪問による相談や情報収集
 - イ) 支援計画の策定
 - ウ) サービス提供期間や専門相談機関へのつなぎ
 - エ) 継続支援のためのモニタリング
 - オ) その他相談支援に関すること

② 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

- 1) 成年後見制度の活用促進
 - ア) 成年後見制度普及の広報等
 - イ) 成年後見制度の利用に関する判断
 - ウ) 成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援
 - エ) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
 - オ) 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
 - カ) その他成年後見制度の活用、促進に関すること
- 2) 老人福祉施設等への措置の支援
 - ア) 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
 - イ) 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
 - ウ) その他措置に伴う支援
- 3) 高齢者虐待への対応
- 4) 困難事例への対応
- 5) 消費者被害の防止
 - ア) 訪問による相談や情報収集
 - イ) 消費生活センターとの連携
 - ウ) その他消費者被害の防止のために必要な支援

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメント

を実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行うこと。

- 1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み
 - ア) 関係機関との連携体制構築への取り組み
 - イ) サービス担当者会議開催支援
 - ウ) 入院・退院、入所・退所時の連携
- 2) 介護支援専門員に対する個別支援
 - ア) 相談窓口の設置
 - イ) 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
 - ウ) 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援
 - エ) ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導
 - オ) 介護支援専門員に対する情報交換
 - カ) その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援

④介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第2号）

基本チェックリスト該当者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業及びその他適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

- 1) 対象者の把握
- 2) アセスメント
- 3) 目標の設定
- 4) 介護予防ケアプランの作成
- 5) モニタリングの実施評価、再アセスメント及びプラン変更

⑤包括的支援事業の機能強化に関する業務

地域包括支援センター機能の強化、および地域の関係機関との連携強化を行っていくために、下記の事業について市の方針を受け主体となって実施していく。

- 1) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- 2) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- 3) 認知症施策推進事業（法第115条の45第2項第6号）

（2）指定介護予防支援

介護保険における予防事業・予防給付の対象となる要支援者等が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

指定介護予防支援業務を実施するため、法第115条の45の規定に基づき設置した地域包括支援センターに対する市の指定を受けること。併せて生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき福岡県知事の指定を受けること。

①予防給付および第1号介護予防支援事業業務

- 1) 利用申込の受付
- 2) 契約締結
- 3) アセスメント
- 4) 介護予防サービス計画原案の作成
- 5) サービス担当者会議の開催

- 6) 介護予防サービス計画書の交付
- 7) モニタリング
- 8) 評価、計画書の見直し
- 9) 給付管理
- 10) 介護報酬の請求

②指定介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 委託に関し地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
- 2) 指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- 3) 委託先の指定居宅介護支援事業所に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- 4) 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、地域包括支援センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されている内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- 5) 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防サービス計画費の相当分を、委託先事業者へ支払うこと。

(3) 地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

多職種協働による「地域包括支援ネットワークの構築と地域の多様な関係者の参画による生活支援体制整備における協議体等に関すること

(4) 地域ケア会議の実施（法第115条の48）

地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員など地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的に開催する。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげる。

(5) 地域包括支援センターの事業計画と評価、運営推進会議の実施

毎年の地域包括支援センター事業計画を作成し、実施する事業の質を高めるために評価・点検を行うこと。（法第115条の46第4項）

また、担当圏域において地域包括支援センター運営推進会議を年1回以上開催し、地域包括支援センターにおける事業の実施状況等の報告を行い、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこと。

(6) 感染症の予防及びまん延の防止、非常時の備え

地域包括支援センターおよび指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策と発生時の対応等についてマニュアル等を作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実

施すること。

また、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。（行橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第21条）

（7）その他業務

- ① 市及び地域包括支援センター同士の連携に関する業務例月の報告に関する業務
- ② 月例の報告に関する業務
- ③ 地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務
- ④ 適正な記録管理に関する業務
- ⑤ その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

8 生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員の配置加算

包括的支援部門において、センター長を別に配置し生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を兼務する場合は、行橋市生活支援体制整備事業および行橋市認知症地域支援・ケア向上推進事業で別に契約を行い配置加算とする。

9 委託料の請求・支払

- (1)受託者は、地域包括支援センター業務委託契約書に従い、包括的支援事業の実施に係る委託料の請求書を市に提出すること。なお、市は請求書の受理後 30 日以内に委託料を支払うこととする。
- (2)年 4 回の概算払いとし、受託者の請求書に基づき支払うものとする。
- (3)千円未満の端数が生じた場合、第 1 期に支払うものとする。

10 委託料の変更

委託料は、各地域包括支援センターの人員配置に基づき設定しているため、人員の欠如により、設定人員を確保できなかった場合、欠員 1 人につき、「行橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に準じた勤務日数に、1 日 10,000 円を乗じた額を委託料から減ずるものとする。ただし、契約期間（12 ヶ月）を通して配置できなかった場合は、1 職種（1 人）につき下記金額を減額とする。

包括的支援部門（三職種）	3,200,000 円
介護予防支援部門（介護支援専門員）	3,040,000 円

※三職種：主任介護支援専門員、看護師・保健師、社会福祉士

11 法令等の遵守

地域包括支援センターを運営するにあたり、法ほか関係法規を遵守すること。

12 秘密の保持

個人情報の取扱いにつき、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないよう十分配慮すること。

また、各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

13 公平・中立性

地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

14 協議事項

地域包括支援センター業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度、両者が協議して書面にて定める。

15 契約の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。